第十号様式記載上の注意(4)中「(法第27条の30の５第１項の規定により半期報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第十一号様式記載上の注意(2)を次のように改める。

(2)　削除

第十一号の三様式記載上の注意(1)を次のように改める。

(1)　削除

第十一号の四様式記載上の注意を削る。

第十四号様式記載上の注意(2)中「(法第27条の30の５第１項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第十四号の三様式記載上の注意中「(法第27条の30の５第１項の規定により発行登録取下届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第十七号様式記載上の注意１(1)を次のように改める。

(1)　削除

第十九号様式記載上の注意(1)中「、「６―３　代理人の署名」(代理人が法人である場合には、その代表者の署名)」を削り、「６―４」を「６―３」に、「６―５」を「６―４」に改め、同記載上の注意(5)中「するとともに代表者印を押印」を削る。

（銀行法施行規則の一部改正）

第九条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の八第一項中「取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した」を削る。

第二十八条第一項中「当該外国銀行の代表権を有する役員が署名した」を削る。

第三十四条の三十四第一号の二中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同条第二号の二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第三十四条の六十四の四第一号ハ及び第二号ハ、第三十四条の六十四の二十三第五号、第三十四条の六十八第三項第四号、別表第二役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項並びに別表第四役員（法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号の二中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号の三中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第三号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１及び同様式４記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第三号の二中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１及び同様式４記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第四号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１及び同様式４記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第四号の二中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１及び同様式４記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第五号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第五号の二中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十号の二の二中「印」を削り、同様式の「代表取締役　氏　　名」の次の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

２．法第52条の２第１項に規定する認可申請書その他の届出に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十号の二の三（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意１に次のように加える。

(ｱ)　この様式において、氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号の二の三記載上の注意２㈡(1)及び(2)中「記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと」を「記入すること」に改め、同記載上の注意２㈡(3)中「記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと」を「記入すること」に改める。

別紙様式第十号の三中「印」を削り、同様式記載上の注意１に次のように加える。

(ｵ)　この様式において、氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号の四（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意１に次のように加える。

(ｶ)　この様式において、氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号の四の二中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１及び同様式４記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十一号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十一号の二中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十一号の三中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十二号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１及び同様式４記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号記載上の注意１中「記入すること」を「記入すること。法第52条の37第１項に規定する申請書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。」に改める。

別紙様式第十八号中「印」を削り、同様式３記載上の注意に次のように加える。

４　法第52条の37第１項に規定する申請書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。